

第6章 推進体制、進捗管理

6-1. 推進体制

地球温暖化対策の推進においては、市民、事業者及び市が、それぞれの役割を踏まえ、取り組みを推進していく必要があります。

取り組みを進めるための体制として、以下の組織を位置づけます。

6-1-1 環境審議会

環境審議会は、「羽村市環境基本条例」に基づき設置された組織で、市長の付属機関であり、公募市民や事業者、学識経験者、行政機関から推薦された者によって構成されています。

<役割>

- ・本計画の策定や見直しについて審議する
- ・施策を展開するうえで、必要があると認めるときは、市長に意見を述べる
- ・本計画における進捗状況について総合的な観点から評価を行う

6-1-2 庁内組織 地球温暖化対策等推進委員会

地球温暖化対策等推進委員会は、市としての視点からの市域の温暖化対策の推進、市の事務事業における温暖化対策の推進・点検等を行う庁内の組織です。

<役割>

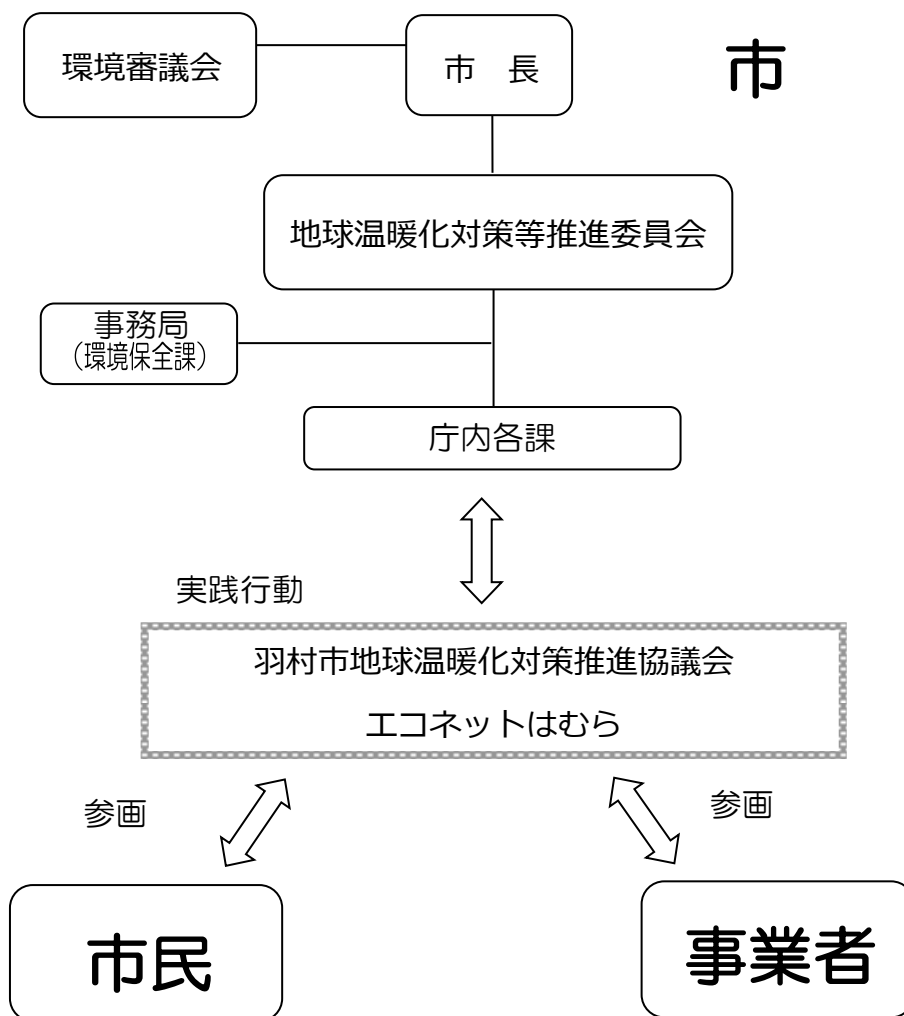
- ・本計画を含む、市の環境対策全般に係る各所管の施策の調整・推進を図るとともに、環境基本条例に基づく全ての環境対策に関する計画の進捗状況の管理及び点検、評価などを行う

6-1-3 地球温暖化対策推進協議会エコネットはむら

「地球温暖化対策推進協議会エコネットはむら」は、地球温暖化対策の推進に関する法律第26条第1項の規定に基づき、市民、事業者、市などの多様な主体により構成される組織です。

活動は、環境基本条例に基づく全ての環境対策に関する計画の内容の実践行動となっています。

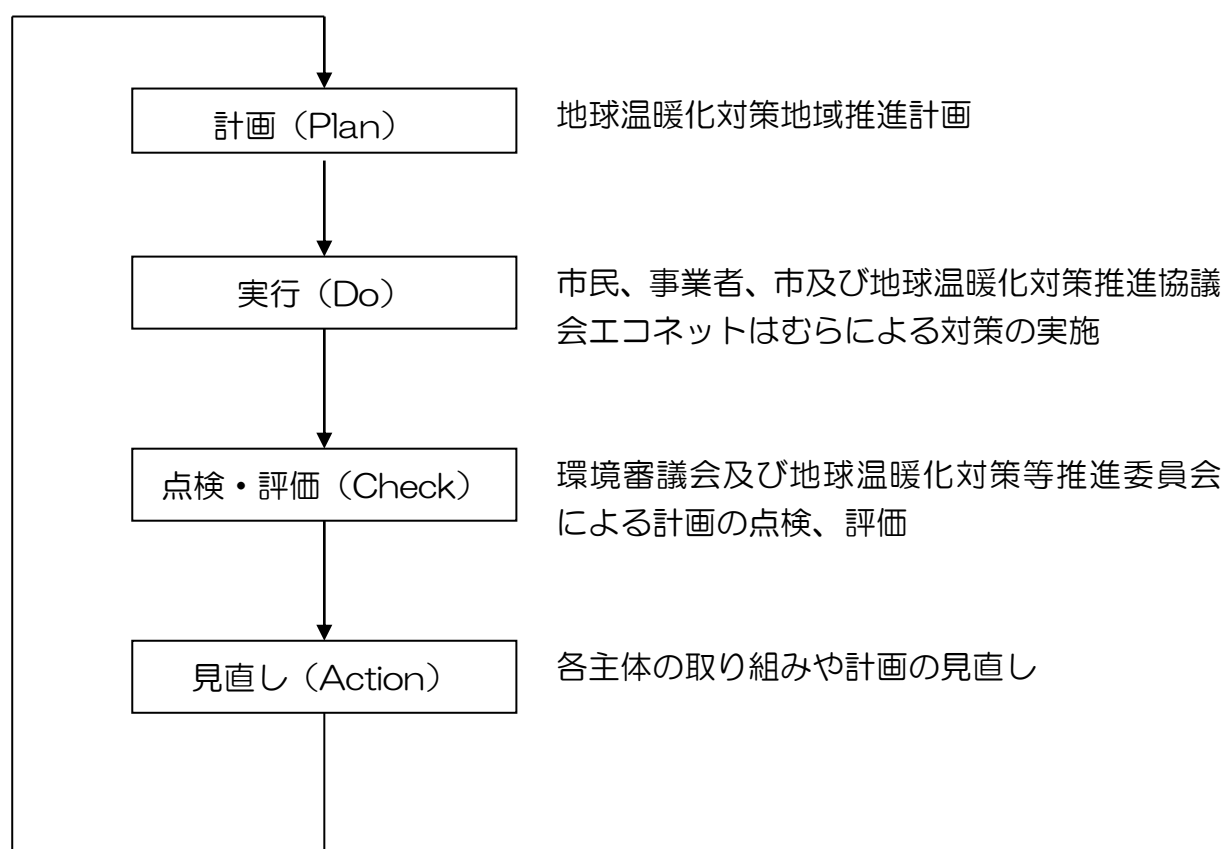
地球温暖化対策推進体制



6-2. 進捗管理

本計画における施策の推進、進捗状況の把握は、PDCA サイクル[※]に基づき行い、中間の見直し年度は、平成27年度（2015年度）とし、本計画の最終年度の平成32年度（2020年度）には計画全体の進捗度合いの評価と検証を行います。

また、羽村市の地域環境等の著しい変化が起きた際には、上記の見直し年度等に限らず、必要に応じて随時、計画の点検、見直しを行うこととします。



PDCA サイクル

- 地球温暖化対策に向けた施策を立案すること(plan)、施策に応じた適切な行動をとること(do)、温室効果ガスの削減効果等を定期的に把握すること(check)、さらにその結果を考慮し、行動に対しフィードバックを行うこと(action)の一連のサイクルを示す。